

シンポジウム

成年年齢 引下げ目前！このまま突入？！
～引下げ後の問題と対策 できていること・いないこと～

報 告 書

日 時：2022年2月4日（金）午後6時～午後7時45分

場 所：ZOOM ウェビナーによる配信

主 催：日本弁護士連合会

共 催：東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

後 援：文部科学省 消費者庁 日本消費者教育学会

公益財団法人消費者教育支援センター

※本報告書は、シンポジウムにおける報告者及び各パネリストの発言内容をまとめたものであり、当連合会の公式な見解ではありません。

進行次第

- 1 開会挨拶／原 章夫（日本弁護士連合会副会長）
- 2 報 告「成年年齢引下げの経緯と問題点」
谷口 央（日弁連消費者問題対策委員会副委員長）
- 3 パネルディスカッション
「成年年齢引下げが抱える問題点に対する施策と今後の課題」
[パネリスト]
つけ込み型勧誘規制について：上田 孝治（同委員会幹事）
マルチ取引規制について：塩地 陽介（同委員会幹事）
若者の借金問題について：松岡 泰樹（同委員会幹事）
消費者相談体制について：加藤 進一郎（同委員会副委員長）
消費者教育について：遠藤 郁哉（同委員会委員）
学校現場から：石川 周子 氏（東京都立文京高等学校教諭）
成年年齢引下げの当事者から：藤林 理子 氏（大学生・特定非営利活
動法人スマセレ）

[コーディネーター]
平澤 慎一（同委員会幹事）
- 4 閉会挨拶／釜井 英法（同委員会委員長）

◆はじめに◆

2022年4月1日、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳や19歳の若年者が未成年者取消権を行使できなくなりました。今後、若年者の消費者被害の急増が見込まれることから、その対策を推進することは喫緊の課題です。

今回のシンポジウムでは、まず、弁護士が成年年齢の引下げの経緯と問題点を報告しました。

そして、パネルディスカッションではコーディネーター及び弁護士5名、高校教諭1名、大学生1名が登壇しました。弁護士からは各法分野から成年年齢の引下げの課題についてが、高校教諭からは消費者教育に関する現場の状況が、大学生からは若者の成年年齢引下げや消費者問題に対する考え方などが説明され、その上で、今後の課題とその対応について議論されました。

本報告書では、報告者による報告の要旨と、パネルディスカッションでの発言を掲載します。成年年齢引下げに伴う現状とその課題、そしてその対策を考える際の一助になれば幸いです。

第1 開会挨拶（略）

第2 報告「成年年齢引下げの経緯と問題点」

谷口 央（日弁連消費者問題対策委員会副委員長）

谷口弁護士からは以下の報告をしました。

1 成年年齢の引下げ

いよいよ2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。4月1日には、満18歳、19歳の若者が全員一斉に成年になります。そして、4月2日以降は、18歳の誕生日を迎える若者が、順次、成年になります。



この成年年齢には、「契約年齢」と「親権の対象となる年齢」の2つの意味があります。契約年齢というのは、親など法定代理人の同意を得ずに、ひとりで契約することができる年齢という意味です。

なお、民法以外の法律でも、公営ギャンブルや飲酒や喫煙、選挙権などの年齢を定めているものもあります。しかし、これらは、それぞれの法律が、その目的に基づいて年齢を決めているので、成年年齢の引下げとは直接関係はしません。また、成人式の対象年齢や開催時期などについては、これを決めている法律はありませんので、今後、どのように実施されるかは各自治体の判断によることとなります。

なお、成年年齢の引下げによって、変わるもの、変わらないものを、法務省がホームページにてまとめていますので、詳細を知りたい方は、そちらをご参照ください。

2 どうして成年年齢が引き下げられることになったのか

平成 19 年 5 月に憲法改正国民投票法が成立しました。このとき、国民投票権年齢を 18 歳以上としたことが、成年年齢引下げのきっかけともいえる出来事です。その後、法制審議会で、成年年齢の引下げが検討されるようになり、平成 27 年に先に選挙権年齢が 18 歳に引き下げられました。そして、平成 30 年 6 月に成年年齢を 18 歳に引き下げる民法改正の法案が成立しました。

成年年齢を引き下げるべきという代表的な考えとして、若者の「大人」としての自覚を高めるため、選挙権の年齢に合わせるため、外国の成年年齢に合わせるためという 3 つがあります。しかし、内閣府の世論調査では、成年年齢の引下げには反対が多かったわけです。しかし、この世論結果に反して、成年年齢を引き下げる法案が成立してしまっており、一体、誰のため、何のための、成年年齢の引下げなのか、と感じる人がいらっしゃるのも頷けるところです。

3 成年年齢引下げによる問題・課題

このように引き下げられることになった成年年齢ですが、そこには大きな問題、課題があります。成年年齢引下げの一番重要なポイントは、成年年齢の引下げにより、18 歳、19 歳の若者達は未成年者取消権を失うということです。

未成年者であれば、法定代理人の同意のない契約は、未成年であるという理由だけで、取り消すことができたわけです。

しかし、成年になると、親の同意なしにひとりで契約ができるように

なる反面、迂闊に結んでしまった契約であっても、未成年者のように、簡単には取り消すことができなくなります。

この未成年者取消権は、後から契約を無かったことにするという消費者被害救済の面から、特効薬、後戻りの橋と呼ばれており、また、未成年者取消権は、消費者被害の予防機能も果たしています。未成年者の場合、事業者は、苦勞して勧誘して契約を結ばせても、後から契約を取り消されてしまう可能性があるため、事業者は、未成年者であれば、勧誘のターゲットにしません。つまり、未成年者は、そもそも消費者被害の危険にさらされない、ということです。このようなことから、消費者被害の予防薬、防波堤と呼ばれています。未成年者取消権の機能としては、むしろこちらの方が重要だと言われています。

実際、国民生活センターの統計データを見ても、消費者トラブルに関する20歳～24歳の相談件数が、18歳、19歳の相談件数の1.8倍多く、20歳を超えると、未成年者取消権がなくなり、たちまち消費者被害に遭いやすいということが分かります。

そうすると、これまで20歳代の若者に多かった消費者被害（例えばエステやマルチのトラブル）が、成年年齢が引き下げられることで、18歳、19歳に増えるのではないかと心配があるわけです。

国民生活センターの子どもサポート情報第127号「【新生活！ 若者を狙うもうけ話に注意」（2018年4月11日）に記載されている事例も、18歳、19歳に広がっていくのではないかと心配する事例のひとつです。

4 成年年齢引下げに向けた対策・準備状況

4月1日に成年年齢引下げを控え、十分な対策・準備はできているのか、未成年者取消権を失う事に対する手当が十分になされているのか、ということについてお話しします。

法制審議機会は、成年年齢引下げのために条件整備の必要があると述べていました。そのうちのひとつとして、若者の消費者被害拡大のおそれを解決する施策の実現がありました。

また、成年年齢引下げに関する民法改正に際して、参議院の附帯決議においては、つけ込み型不当勧誘取消権の創設、貸金業法等による行政処分の執行強化、マルチ商法の被害への対策、消費者教育の充実、相談体制等の強化・拡充、若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キ

キャンペーンの実施などが求められました。

そして、改正法成立から施行（成年年齢の引下げ）までに3年10か月という準備期間が設けられたわけです。

しかしながら、2021年4月の時点でも、附帯決議で示された施策が十分に実施されておらず、日弁連では、2021年4月に残り1年で実効性のある施策を実現するよう求める会長声明を出しました。

その状況は、成年年齢引下げを2か月後に控えた現在でも、あまり変わっていません。未成年者取消権を失うことに対する手当が十分とは言えない状況が続いているわけです。

2021年12月には、内閣府消費者委員会が、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止に向けた対応策に関する意見を出しました。

内閣府消費者委員会の意見書では、5つの課題が指摘され、6つの対応策をとるよう求めています。

意見書で挙げられている課題には、成年年齢の引下げに伴う影響等が社会で広く認知されているとは言い難いこと、消費者教育の有効性・実効性等について成果の検証が不十分であること、若者の日常のコミュニケーションがSNSやメールであるのに対し、相談窓口での相談は電話、面談がメインで、ミスマッチが生じているということなどがあります。

また、意見書で挙げられている採るべき対策としては、制度整備・執行強化も挙げられており、その中には、消費者の心理状態に着目した取消権、違反事業者に対する厳正な処分、若者に配慮した自主行動基準の制定・遵守の促進などがあります。また、若者の相談しやすさに配慮した消費生活相談体制のデジタル化も今後の対策として挙げられています。

5 さいごに

このように、成年年齢の引下げについては、対応しなければならない、たくさんの課題が残されたまま、引下げに突入していくわけです。

成年となる若者の生活は、4月から始まるわけで、成年年齢の引下げは4月1日でゴールではありません。

私たちが心配しているのは、成年として新たな一步を踏み出したばかりの若者が、真っ先に消費者被害に遭ってしまうような社会がやってくるのではないかということです。

たくさんの課題が残されている中で、若者の消費者被害を防いでいく

ために、どのように対処していくべきなのか、ということを考えていかなければなりません。

第3 パネルディスカッション

「成年年齢引下げが抱える問題点に対する施策と今後の課題」

◆パネリスト

つけ込み型勧誘規制について：上田 孝治弁護士

マルチ取引規制について：塩地 陽介弁護士

若者の借金問題について：松岡 泰樹弁護士

消費者相談体制について：加藤 進一郎弁護士

消費者教育について：遠藤 郁哉弁護士

学校現場から：石川 周子 氏

成年年齢引下げの当事者から：藤林 理子 氏

◆コーディネーター

平澤 慎一弁護士

谷口弁護士の報告に引き続き、以下のとおりのパネルディスカッションを行いました。

【パネルディスカッション】

（司会） では、これからパネルディスカッションを始めます。進行は、当連合会消費者問題対策委員会委員の平澤慎一弁護士が行います。平澤さん、よろしくお願いいたします。

（コーディネーター・平澤） 今の谷口さんの報告を受けて、成年年齢引下げの現状の問題点と今後の課題について、パネルディスカッションで、更に掘り下げたいと思います。コーディネーターは、今ご紹介いただきましたけれども、日弁連消費者問題対策委員会幹事の平澤慎一が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。



登壇者を紹介させていただきます。資料の表紙に7名書かれていますが、まずは、日頃、消費者問題に取り組む弁護士5名、いずれも日弁連消費者

問題対策委員会のメンバーです。つけ込み型勧誘規制の観点から上田孝浩さん、よろしくお願いします。マルチ取引規制などの特商法規制の観点からは塩地陽介さん、よろしくお願いします。若者の借金問題の観点からは松岡泰樹さん、よろしくお願いします。消費者相談体制の観点から加藤進一郎さん、よろしくお願いします。消費者教育の観点からは遠藤郁哉さん、よろしくお願いします。さらに、学校現場からは、東京都立文京高等学校主任教諭をされている石川周子さんにご登壇いただきます。よろしくお願いします。それから、当事者である若者の立場からは、現役の大学生で特定非営利活動法人スマセレの藤林理子さんにご登壇いただきます。よろしくお願いします。

以上の7人の登壇者によって、パネルディスカッションを進めていくこととなります。よろしくお願いします。

早速ですが、まずは典型的な若者被害例を紹介して、問題点を探ってみたいと思います。資料の11頁をご覧ください。国民生活センターの子どもサポート情報2018年4月11日第127号です。少し前ではありますけれども、ここに具体例が載っていて、若者の被害の典型例だと考えますので、この事例を考えてみたいと思います。

事例は、SNSで知り合った人から儲かる話があると誘われて、カフェで投資ソフトについて説明を聞いた。その後、会社の社長の自宅タワーマンションに呼ばれ、価格は240万円だが半額にする。そのうちの60万円は会社負担にするので、60万円支払ってほしいと言われた。お金がないと断ったが、消費者金融で借りれば良いと言われ、指示どおり会社員であると身分等を偽ってお金を借りた。人を勧誘すれば8万円もらえると聞いていたが、説明と異なり簡単には儲からない。こういう被害ですね。この事案については、契約を結んでいるんだけど、そこから逃れることはできないのか。契約の効力の問題が一つ。友達を誘ってお金がもらえるというマルチ商法の問題が二つ。三つ目として、借りてでも契約したほうが良いということ言われているので、若者の借入れの問題があります。

これらは、成年年齢引下げ前であれば、18歳・19歳は、未成年者取消権で保護されるということになります。先ほどの谷口さんの報告のとおりです。しかし引下げによって18歳・19歳は、未成年者取消権を失うわけですね。

それに対するこの4月以降の手当は万全なのか、この点について、まず

は3人の弁護士から現状と問題点をお聞きしたいと思います。まずは、契約の効力の問題について、上田さん、よろしくお願いします。

(上田) 上田です。よろしくお願いします。

私から、つけ込み型勧誘規制ということで、先ほどちょっと紹介がありましたが、附帯決議のところ、消費者契約法でそういう手当をしてはどうかという点について、お話をしていきたいと思います。



消費者契約法なんですけれども、まずどういう法律かといいますと、事業者が不当な勧誘。誤認させる、消費者に誤解を与えるような勧誘。あるいは困惑です。消費者を困らせて、戸惑わせるような勧誘。あるいは契約したものの量が多すぎるとか、そういう不当な勧誘があった場合に、消費者が契約を取り消すことができるというのが一つあります。

それから、消費者にとって不当な内容の契約条項、契約書に書いてある内容が不当ですよという場合の条項の無効というものを定めている。これが消費者契約法になります。

これまでは未成年者18歳・19歳ということでしたので、18歳・19歳の消費者が契約をした場合には、民法の未成年者取消権があり、さらに消費者契約法で保護されていたわけなんですけれども、4月からは18歳・19歳ということになりますと、未成年者取消権がなくなって、消費者契約法による保護のみということ、消費者契約法というのは非常に重要な役割を果たすということになります。

それから、次ですが、成年年齢引下げでいろいろな不都合があるということは、よく言われるところなんですけれども、一つ目は、まず従来と比べて、さらに一層知識とか経験が少ない状態で、未成年者取消権による保護の対象から外れてしまうということになるわけですね。20歳と比べてさらに18歳・19歳は知識・経験が少ないでしょうというのが1点。

2点目として、18歳というのは、高校を卒業して一人暮らし始めるとか、あるいは就職をするとか、生活環境が非常に大きく変わる時期であります。そういう時期であるにも関わらず、成年年齢引下げということで、生活環境が変わる、それと同じ時期にいきなり未成年者取消権という保護の対象から外れるというところで、非常に大きな不都合があって、従来はそういう環境が変わっても未成年者取消権が20歳までありましたので、ある種の慣らし期間のような状態だったわけですが、それができなくなっている

というところがあります。

成年年齢の引下げに関して、これまで消費者契約法でどんな対応がされていたかということなんですけれども、平成 30 年改正というのがあります。ここで未成年というところに関連して、経験不足というところに着目した取消権というのが二つできました。消費者を困惑させる不当な勧誘があった場合ということで、一つは就活商法のような場合、消費者の願望実現に関する不安をあおって、その実現に必要ですよということを告げて、契約をさせるような場合、これが一つ目です。

もう一つは、いわゆるデート商法のようなもので、好意の感情を利用すると。関係を破綻するみたいなことを言って、困惑させて契約させるという場合の取消権というのが加わったというところが一つあります。

それからもう一つ、取消権ではないんですけれども、情報提供の努力義務ということで、事業者は、消費者への情報提供の努力義務というのがもともとあったんですが、そのときに個々の消費者の知識とか経験というのを考慮した上で、情報提供をしましょうねというのが努力義務の言葉が入りました。

ですので、この言葉から消費者が若年者のときには、知識・経験が不足しているということで、より基礎的な内容から説明することが事業者に求められているということに平成 30 年改正でなったわけです。

今お話しした取消権に関して、今現在の消費者契約法の困惑による取消類型というのが、この表にまとめてある内容になります。赤く囲ってあるところが、今紹介したいいわゆる就活商法的なもの、あるいはデート商法的なものということで、成年年齢引下げに対応する形で経験不足を捉えて作られた取消権ということになっております。

ただ、平成 30 年改正で今言った二つ、取消権ということで、つけ込み型勧誘とありますけれども、消費者の方が合理的な判断ができないような事情、経験不足等があって、そういう事情を事業者が不当に利用して消費者を勧誘したような場合の取消権というのが、一応作られたわけです。

しかし、これは今見たように、非常に要件的に限定されています。経験乏しいところで、願望の実現への不安があって、そこをあおって契約させるとか、あるいはデート商法、要件的に限定されていますので、先ほどご紹介があったような事例のように、では儲け話でちょっと気分を高揚させたような場合はどうかとか、なかなか要件的に狭いという問題点があった

わけです。

そういうところもありまして、先ほどの附帯決議も踏まえて、今行われている通常国会、こちらで消費者契約法の第3次改正ということで議論がなされる予定になっております。

次に、現状の課題をまとめていますけれども、何せ現在の消費者契約法というのは要件的に限定されているということで、従来の未成年者取消権という年齢だけで取消しができるというのと比べた場合に、非常に狭くなっているというところがあります。

一方で、第3次改正に向けた動きとして、消費者契約に関する検討会というのが2021年9月に報告書を出していて、一応そこに三つ書いてある内容、脱法防止規定とか、消費者の判断が妨げられるような状況を作るとか、判断力不足とか、そういうものはケアしようということなんですが、未成年者対応ということ、成年年齢の引下げ対応という意味では、まだまだ不十分な内容になっていたというところで、消費者契約法改正がどうなるかというところが、今注目されているというのが現状になります。私からは以上です。

(コーディネーター・平澤) 上田さん、ありがとうございます。契約の効力の問題が明らかになってきたと思います。

続きまして、悪質商法、特にマルチ商法規制について、塩地さん、お願いします。

(塩地) よろしく申し上げます。

私からは、マルチ商法のことを中心にお話しいたします。マルチ商法の話に入る前に、若者の消費者被害の傾向について、お話しします。国民生活



センターの2020年度の統計では、未成年者である20歳未満の相談割合が2.9%、20代の相談が9.4%で、20歳以上になると件数が一気に増えていることが分かります。

成年年齢引下げで18歳・19歳が未成年者でなくなると、その相談が増えて、20歳未満の相談割合が増えることが予想されます。こちらがそのグラフです。一番左の20歳未満の部分が増えることが予想されます。

次に、相談の傾向です。20代になると働く人が多くなり、10代よりも自分のお金を持つようになるので、相談件数も金額も増える傾向があります。

そして、オンラインカジノ、副業サイト、ファンド型投資商品といった

儲け話に関するトラブルが増えています。成年年齢引下げによってこういうトラブルが18歳・19歳に増える可能性があります。

次のスライドには、「若者の消費者被害（特商法関連）」と書きました。特定商取引法、略して特商法と言いますが、マルチ商法はこの法律の対象です。では、特商法ってどういう法律かというところ、皆さんもクーリング・オフというのを聞いたことがあると思います。クーリング・オフを定めているのがこの特商法で、消費者被害の予防・救済に関する様々な規定が設けられています。

そして、特商法が対象にしている取引には、若者が被害に遭いやすい類型が多く含まれています。若者がどういう消費者被害に遭いやすいのかについては、国民生活センターの「若者向け注意喚起シリーズ」という記事がありましたので、タイトルだけ紹介しておきます。1番が、美容医療サービスのトラブル、2番が、情報商材や暗号資産のトラブル、儲け話系ですね。3番は、健康食品等の定期購入、「お試し」とか「1回限り」という広告だったのに、実際は定期購入だったというもので、ここ数年話題になっているものです。4番目は、借金をするように指示し、強引に契約を迫る手口、5番目は、怪しい副業、アルバイト、簡単に稼げて高収入？というもの、これも儲け話系ですね。6番が、SNSをきっかけとした消費者トラブルです。こうして見ると、若者に多い消費者被害の傾向が何となくお分かりいただけるのではないのでしょうか。2番と5番が、いわゆる儲け話系のトラブルで、マルチ商法もこの系統のトラブルです。

ここからが本題であるマルチ商法についてです。消費者庁のウェブサイトに書いてあったマルチ商法の説明を引用しておきました。簡単に言うと、マルチ商法というのは、「人を誘って組織に入れればお金がもらえるよ」という商法です。自分が人を誘って組織に入れたら、自分にお金が入る。その人が別の誰かを誘って入れたら、その人だけでなく、自分にもお金が入ってくるという形で、ピラミット型に組織が大きくなっていくというのが、典型的なマルチ商法のイメージです。

ちなみに商品やサービスの取引がなく、お金だけが動く組織はいわゆるいずみ講というものであり犯罪です。従来は、健康食品など商品を扱うものが多かったのですが、最近は、商品ではなく、形のないサービスを対象とする「モノなしマルチ」が主流で、若者の相談も増えています。

資料2-2の例に書きましたが、友人やSNSで知り合った人などから暗号

資産、仮想通貨や海外事業への投資など、アフィリエイトなどの儲け話を人に紹介すれば報酬を得られると勧誘されて契約するというのが典型例です。

こういう取引は仕組みが不明で、業者に返金を求めても解約に応じないというトラブルが多く見られます。

次のスライドにはモノなしマルチの問題点を書いておきました。友人、知人からの誘いは断りにくい。ときには、借金をしてまで契約するケースもあり、被害は深刻です。今年の4月から18歳の高校3年生が成年になり、高校の教室でマルチの勧誘が行われたり、マルチに入れるために無理やり借金をさせたり、クレジットを組ませるようないじめが行われるのではないかと心配しています。

次は、後出しマルチです。後出しマルチというのは、下の方の矢印に書いてあるものなんですけれども、スタートは単なる売買契約なんですけど、後からマルチ商法の形になるものです。形式上は特商法の連鎖販売取引には当たらず、クーリング・オフが使えないという問題があります。また、取引されるものは、儲け話に関する情報商材とか、投資用DVDなどであり、儲け話を入口にした被害であると言えます。

このようなマルチ商法被害の状況を踏まえて、日弁連では2020年10月に「連鎖販売取引における若年者等の被害防止に関する規制強化を求める意見書」を公表しました。成年年齢の引下げを控え、若い人のマルチ商法被害が増えないように規制の強化を求めたものです。内容は、日弁連のウェブサイトで確認できますので、ここでは意見の趣旨の見出しだけ書いておきました。①「22歳以下の者との間の連鎖販売取引の禁止と民事効」について補足しますと、これは22歳以下の者との連鎖販売取引を禁止して、その契約を取り消せるようにせよというものです。マルチ商法は、複雑でリスクが高いので、18歳になって未成年者取消権が使えなくなっても、22歳以下については年齢を理由とする取消権で保護せよという意見です。②「利益收受型物品・役務の取引等に関する連鎖販売取引の禁止と民事効」、③「借入金又はクレジット等による連鎖販売取引の勧誘の禁止と民事効」、④「適格消費者団体の差止請求権の拡充」についての説明は、省略します。

私たちは、1年半前にこのような意見書を出したのですが、実際の規制はほとんど強化されていません。スライドの下の方に小さく書いてあるのが実際にとられた対策なのですが、これは従前から禁止していた、判断能

力の不足に乗じて未成年者を勧誘することについて、対象を「未成年者」から「若年者」に変更したことで、勧誘禁止の対象に 18 歳・19 歳も含まれ得るようにしたものです。

ただ、これは禁止に反した場合でも行政処分である指示の対象になるだけで、18 歳・19 歳に取消権を認めたわけではありませんから、被害予防・救済には全然足りません。実際には、18 歳・19 歳のマルチ商法被害の予防・救済について有効な法規制がなされないまま、成年年齢引下げに突入しようとしており、非常に危険だと考えています。

なお、次以降のスライドについては、また後ほどお話ししたいと思います。私からの報告は、以上です。

(コーディネーター・平澤) 塩地さん、ありがとうございます。マルチ商法の被害の実態と規制が不十分だということがよく分かったと思います。

続きまして、若者の借入の対策がどうなっているかについて、松岡さん、よろしくをお願いします。



(松岡)

私の方からは、成年年齢引下げの多重債務、借金の問題ですね。若者の消費者被害の中で、これが全体、男性、女性、若者、若年者、ちょっとあれですけど、男性はオンラインゲームが多いです。女性は健康食品とか、化粧品ですね。その辺が多いということになっています。

業界、お金を貸す側ですね。銀行とか貸金業という業界ですね。銀行と貸金業を分けるのは、銀行は銀行法、貸金業は貸金業法と適用される法律が違うんですね。銀行の方は、この4月からどのような対応をするかということで、これは日本経済新聞の記事にあったんですけども、大手行、メガバンク等は親の同意がなくても、カードローンの利用ができる緩和策を見送る。

つまり、18 歳・19 歳については、4 月以降も一応親の同意が必要だと。地方銀行も利用者保護の観点から大手行に追随すると。なので、銀行の方は、そういうような方針、ただ、これは自主規制です。それは、従わなくても法律違反になるとか、そういう話ではありません。

証券会社の方は、4 月から 18 歳・19 歳の新成人も口座を開設する。つ

まり、投資信託とかは買えるようになります。

次、貸金業界の方ですけれど、貸金業界の方は、2021年10月15日に、若年層に対する貸付の方針を業界、会社に対して協会員というのは会社なんですけれども、貸金業の会社の方にアンケートを採りました。547社のうち420社から回答がありました。

まず、調査の結果なんですけど、この4月以降の貸付方針の方を見ていただきたいのですけれども、18歳・19歳の一般顧客を貸付対象にすると回答したのが25%、4分の1ですね。105社ありました。

その105社のうち、親の同意を必要とするという回答をしているのは31社、ということは70社ぐらいは、親の同意もなく借金できますよということになっています。それで、利用限度額についても、通常より低く設定するという業者もありますけれども、そうではない業者もあるので、普通に貸付をできるようになります。

先ほど、谷口さんから説明があったように、未成年者取消権はないので、これは全て業界の自主規制になってしまいます。現在、貸金業とか、この辺の関係など、貸付とか借金の関係、昔だと現金でいくら買いますとか、そういう話なんですけど、今はキャッシュレスが進んでいまして、そうなってくると何とかペイとか、そういうものが出てきて、お金が見えないんです。数か月後にお金を引き落とされるとか、そういう話になってくると、自分が今いくら借りているか分からなくなってくるということもあります。

そうなので、やはり業者の自主規制というものには限界があって、ただ法律的には、もうお金を2022年4月から18歳以上になっていきますと、借入が可能になってきます。そうなってくると、後払い、全て借金という意識をそれぞれが持たないと、先ほど事例にありました60万借りて、それを返すとなってきたときに一括で返せない。分割で返しますとか、返し方も今いろいろ出てきています。リボ払いにしたりとか、いろいろ出てきて、リボ払いとかになってくると利率もかなり高くなってしまいます。

こうなってくると、借入側というのが意識しないといけない。つまり18歳・19歳の方々は、これは借金だと、後払いは借金だという意識をまず持たなければいけなくなる。あと、証券口座を開設して投資が可能になるとなってくると、投資というのは、普通は余剰資金、余ったお金でやるということが基本なんですけれども、そういうものを行ったときに損をしてお

金が返せなくなりましたと、支払えなくなりましたとなったときに、それは破産という手続を選択することがあると思います。

そうなったときに、破産というのは基本的にやむを得ない人を再スタートさせましょうという制度ですので、お金を投資してというのは、浪費とか、ギャンブルとか、そういうものにしたときには、基本的には借金を返さなくていいですよという免責にしませんよと、不許可事由に当たるという可能性があります。それで免責されないかどうか、借金を返さなくていいですよという決定が出ないということは、なかなかそこまではいかないとは思いますが、結局こういう破産とか、そういう状況にならないためには、これは業者の自主規制の話になってきますので、法律的な規制というのは、先ほど消費者契約法の話もありましたけれども、法の整備がまだまだ不十分なところがありますので、そうなりますと、この自主規制、業者の自主規制ではまかないきれない、法律的な保護がいるのではないかと、私の意見としてはあります。とりあえず、私としては以上です。

(コーディネーター・平澤) 松岡さん、ありがとうございます。

3人の弁護士から報告を頂いて、若年者の消費者被害の実態とか、契約の効力、マルチ商法への対策、借金の保護、こういう対策・手当がいずれも不十分なのではないかという実態が明らかになったと思います。

そして、先ほど紹介した事例についても、18歳・19歳に被害が下りてくるということも十分考えられる、被害が深刻化するということも考えられるということではないかと思えます。

そうすると、若者にとってかなり危険な状況のもとで成年年齢が18歳に引き下がるということになると思うんですね。こういうことについて、消費者行政による周知とか広報とか、相談体制がちゃんとできているとか、その辺りが気になるころですが、その点、加藤さん現状どうなっているか、ご報告をお願いします。

(加藤) では、私から周知・広報・相談体制の整備のお話をさせていただきます。

そもそも、消費者被害やトラブルに遭った方の相談の状況なんですけど、何かトラブルに遭った人が相談、あるいは申入れをした割合は38.4%ということで、そのぐらいの人しか相談や申出をしていないという現状があります。これは、若年層に



限ったデータではありません。全相談者のデータです。

そして、その相談をした方というのは、一体どこに相談をしたのかというデータですけれども、そのほとんどは、家族とか、知人、あるいは販売の相手になった事業者、それからそのものを作っているメーカーなどの事業者というようなところへの相談、申出であって、他方で、市区町村の消費生活センターなどと答えた人は、昨年データでわずか 8.4%、消費者ホットライン「188（いやや）」と呼ばれる各地の消費生活センターにつながる 3 桁の電話番号にいたっては 1.7% という状況です。

相談した方の契約当事者の属性、年齢に絞って見てみると、先ほどもご紹介がありました。他の年代と比べるとやはり 20 歳代は少し低いと評価できるかと思えます。20 歳未満は取消権の防波堤があるので、そもそも被害が少ないというところがあるかもしれませんが、より少ない数字になっています。相談の中身については、既に紹介がありましたので飛ばします。

このように、若年層も含めそもそも相談すること自体に少しハードルがあるのか、相談ができていないという現状があり、さらに成年年齢の引下げでどのような影響が及ぶのかということに対して、内閣府消費者委員会が昨年の 12 月に意見を出しています。

それを見てもみると、社会での認知度に関しては、まだ広く成年年齢引下げに伴う影響が認知されているとは言いがたいとした上で、現状では、対象者が自分で能動的にアプローチ、見に行ったり聞きに行ったりしないと情報が得られないというプル型の周知にとどまっていると、関心のある人しか情報が入ってこないような周知にとどまっているという点と、それから、相談体制に関しては、若年者は日常のコミュニケーションにおいて SNS を積極的に活用すると。その一方で電話や対面での会話には消極的だということで、消費生活センターへのアクセス手段とミスマッチが生じているという指摘をしています。

対応策としては、周知に関しては、テレビ CM、新聞広告、インターネット、SNS 上の広告などを活用した大規模なキャンペーン活動を実施せよとか、プル型だけではなくてプッシュ型の通知、受動的でも受け止められる情報を強化しなさいという意見を出しています。

また、消費生活相談体制のデジタル化については、ホームページ上における FAQ などの充実を図るとともにメール SNS による相談受付とか、AI チ

チャットポッドによる解決支援システムの導入をなさないと、非常に高度な要求なんです、しています。

実際の実践ですが、消費者庁は、「18歳から大人」という特設ページを開発して、そこでツイッターで発信をしたり、あと芸人のゆりやんレトリィバァさんのラップ動画を流していたりします。そういう実践をしたりはしていますが、いずれもプル型の周知という形にはなっていると思います。

それから、法務省も「大人への道しるべ」というものを特設サイトで作って、YouTubeの動画であるとか、Tiktokerと連携した啓発プロジェクトなどをやったりしています。年末に少し話題になって、年明けでしたか、テレビCMで東京リベンジャーズとタイアップしたテレビCMが流れました。

私、この東京リベンジャーズというのは知らなかったのですが、若者に人気のあるアニメのようです。関心のある方は検索窓に「18 解禁東リベ」と入れると出ますので、ご覧ください。

相談体制の方ですが、各地の実践等取材したり、あるいは調査したりしてみたのですが、まだそんなに若年層に特化した実践ができていないと言いたい状況かと思っています。その中で徳島県は、LINEを活用した徳島消費者トラブル相談というのをやっていて、相談の導入部分はLINEでやって、実際の相談に移る場合は別システムに移行してチャット形式で行うというのをやっておられるようで、対応は県の消費生活センターの相談員さんがされているとのこと。開始から間がないので、相談者が若年者の方がよく相談ができていたのかといった区別の公表はまだありません。

それから、私、京都在住なんです、京都府も今行動計画を議論しております、その中で若年者対応ということで、若年消費者ほっとダイヤルというのを新設するという、18歳から19歳の消費生活相談について、専用の電話番号を設けたり、SNS経由で「Under22 消費生活相談窓口」というので、入口はSNSにして、その後メールのようなやり取りサイトに誘導するような相談をしたりするそうです。

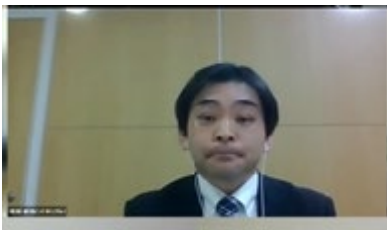
それから、大学生協に消費生活相談窓口を設置して、生協職員さんが相談を聞くのですが、消費生活センターがそこをバックアップするというようなことを考えています。

実際に、消費者庁もLINE相談の実証実験をやっています、京都府が実施していたので、私も名前を名乗った上で試してみたのですが、使った実

感としては、回答をすごく早く返してもらったんですけど、SNS でやるとなると回答にはそういうスピーディーなものを求められると思うんですが、他方で相談の現場は、相談員さんが限られた人数で電話の相談もあれば、来所の相談も聞いている中で、この SNS の相談にどこまで対応しきれぬのかというのは疑問も残るところで、そういうところの予算や人員体制の整備ができていない段階で、ちょっと地方には酷かなと思いました。以上です。

（コーディネーター・平澤） 加藤さんありがとうございます。周知とか相談体制の整備とか、頑張っている部分もあるんだけど、なかなか充実までにはいってないかなと。

こうなると、被害予防というのが大事でして、消費者教育の充実ということが課題かなと思います。その点について、今度は遠藤さんから報告をいただけますでしょうか。



（遠藤） それでは、私からは消費者教育の現状についてお話をさせていただきます。

はじめに、消費者教育の点に絞って引下げ法施行までの過程を見てみたいと思います。まず、引下げより前のお話ですが、平成 24 年、消費者教育推進法という法律が議員立法で成立しました。これによって、我が国でもこれから消費者教育をしっかりとやっていこうということが法律でうたわれました。

それから数年経ちまして、成年年齢を引き下げるという話がにわかに浮上してきたのですが、その中で、引下げによって若者に消費者被害が広まるのではないかという懸念が多数表明されました。こうした懸念を払拭する手段、すなわち、消費者被害防止の切り札として、消費者教育に期待が寄せられました。具体的には、平成 30 年の 3 月に「消費者教育の推進に関する基本方針」が改定されまして、成年年齢の引下げを見据えて、若年者の消費者教育が当面の重点事項に据えられました。

さらに、引下げ法の審議の過程で、当時の上川法務大臣が、「消費者教育の果たす役割というものの重要性については、何度も繰り返し申し上げても足りないぐらい重要なもの」だという答弁をされています。

さらに、引下げ法成立の際には、参議院法務委員会で、実践的な消費者教育を実施・充実していくんだということが、附帯決議でうたわれました。

このように、「引下げまでに消費者教育をしっかりとやっていく」ということを前提にして、引下げ法が平成30年6月に成立したわけです。施行まで3年10か月あるわけですが、その間のロードマップがどうだったのかということ、次に見てみたいと思います。

まず、当初の3年間で、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」が実施されました。ここでは、高校や大学での消費者教育を推進していきましようということがうたわれています。この中で、特に注目すべき点が2点あります。まず1点目は、「社会への扉」の活用と書いてあるところですが、消費者庁が作成した「社会への扉」という教材（12個のクイズを通じて契約の基礎などを学ぶ教材）を全国の高等学校で使っていこうという点です。2点目は、実務経験者の現場での活用という点に関連して、学校外部の人材と教育現場とをつないで調整する「消費者教育コーディネーター」を配置していこうという計画です。

このアクションプログラムを3年間実施してきたわけですが、残り1年は何をしたのかというと、「消費者教育全力キャンペーン」が実施されています。内容としては、イベントやメディアを通じた引下げの周知、消費者教育コンテンツの充実・活用ということを進めています。そして、あと2か月で引下げという現状にあります。

このように、「成年年齢が引き下げられるまでに、消費者教育をしっかりとやっていきます」と宣言して、引下げ法が成立したわけですがけれども、その「しっかりとやっていきます」というところの具体的な内容が、先ほどご紹介した3年間のアクションプログラムでした。そこで、次はアクションプログラムで立てた目標が、3年後、アクションプログラムが終了した時点で、どれだけ達成されたのかということを見てみたいと思います。

まず、「社会への扉」を活用した授業の実施という点です。目標では、この「社会への扉」を使った授業を全ての都道府県の全ての高校で実施する、これを3年間でやっていくとされていました。では、実際のところはどうかというと、活用実績は86%まで至ったものの、まだ活用されてないところもあるというのが現状です。特に、私立高校や、特別支援学校、高等専門学校での活用実績が低いところが課題として残っています。

では、この「社会への扉」を活用した結果、どんな効果が得られたのでしょうか。こちらのデータは、徳島県で行われた「社会への扉」を活用した授業の実施効果を検証した報告書から抜粋したもので、「社会への扉」の

12 個のクイズの正答率の変化を、授業前、授業後、授業してから 1 年後、2 年後と見ていったもので、要するに、その知識の定着率を追跡調査したものです。

このデータを見ていくと、時の経過によって正答率がだんだん下がっているものが見られます。特に、最も低いものは、2 年後に 23.4%まで下がっています。しかも、この最も正答率の低かった問題は、契約は有効に成立すると原則として取り消せませんよという、契約の基礎の基礎を問う問題なんですね。こうした基礎的な問題の正答率が最も低いという点は、今後の大きな課題ではないかと思われれます。

もう 1 点、消費者教育コーディネーターの配置という点に関しては、目標では全ての都道府県に配置するということでした。実際の 3 年間での成果は、34 都道府県に設置という状況です。かなり設置は進んできているけれども、まだもうちょっと足りない、というところでしょうか。

それでは、3 年間のアクションプログラムを通じて、若者に引下げの問題点がどれだけ浸透したかを見てみたいと思います。このデータは引下げ 1 年前の調査結果ですけれども、18 歳に引き下げられることを知っているかという点については、若者の 90%はこの事実を知っていると回答しています。ただ、それが令和 4 年 4 月からという点を知っているのは、若者のうちの 35%から 40%程度にすぎないという状況でした。さらに、未成年者は未成年者取消権を持っているということについては、45、46%ぐらいの認知度、成年になると契約を取り消すことができないことについては、5割強の認知度にとどまっています。つまり、成年年齢が引き下げられるということは、未成年者取消ができなくなるということだよということ、さらに未成年者取消権の防波堤としての効果とか、そういった内容については、なかなか知られていないというのが現状かと思えます。

ここから見えた課題として、引下げまでに実践的な消費者教育をしっかりやっていくということが実現できたのかということが、まずは問題になります。例えば、直接若者に向けられた消費者教育というのは、「社会への扉」の実践ということになっている。もちろんそれも大事なんですけども、それが実践的な消費者教育と評価できるかどうかという点については、先ほどの定着率等のデータを見ても必ずしも十分とは言えないように思われます。これからの 18 歳成年制に備えるためには、やはり小・中・高を通じた段階的な仕組みをきちんと作っていく必要があるのではないかと

思います。私からは以上です。

（コーディネーター・平澤） 遠藤さん、ありがとうございました。消費者教育の課題が見えてきたと思います。

以上、5人の弁護士から報告を受けて、未成年者取消権が失われることで18歳・19歳の消費者被害が増えるおそれがあると。その手当が十分じゃないという実態が明らかになってきたと思うんですね。

こういう状況の中で、高校の現場ではどうか、高校で公民科の教諭をされている石川さんから、どのように捉えているか、お話をいただこうと思います。石川さん、よろしくお願いします。

（石川） よろしくお願いします。では、私は学校現場からということで、大きく分けて3点お話しします。



1点目は18歳で成人になる若者たちの現状、2点目は学校現場の現状、3点目は私が行っている消費者教育の授業実践の工夫です。

まず、1点目は18歳で成人になる若者たちの現状です。本日は10代の方も視聴していらっしゃると思いますが、多くの方が大人ということで、ちょっと皆さん想像してみてください、皆さんは18歳のとき、どのような18歳を過ごしていましたか…。私はがっつり部活動をやっていました。もしかしたら、勉強に打ち込んでいたという人や、アルバイトをしていた人、そもそも高校に在学せず働いていた人など、さまざまな18歳がいると思います。

この18歳という時期ですが、どんな境遇であれ、大人と子どものちょうど間というか、大人と子どもどちらにも揺れ動く時期ではないかと思っています。

お金に関しても、部活動や勉強するに当たって、部活動の道具を買う、予備校に行くなど、自分にお金が掛かっているという意識が強くなり、出してくれる保護者にちょっと申し訳ないという気持ちが芽生えることもあると思います。また、アルバイトをしても、稼いだお金を全部自分のためだけに使えばいいですが、もしかしたら家計を助けるためにアルバイトをしていることも考えられ、大人になりかけの18歳はお金に関し

て敏感になる時期ではないかと思います。

学校現場に限って言うと、2022年4月以降、高校3年生のクラスに成年と未成年、つまり未成年者取消権が使える生徒と使えない生徒が混在するという状況が生まれます。

つまり、同じような消費者トラブルに遭遇しても、あなたは未成年なので取消権が使えますが、あなたは成人になるので取消権は使えませんということがクラスの中で発生するという、非常に恐い状況が想定されます。

一番心配なのは、やはりマルチです。マルチは自分が被害者になる一方で、加害者になる可能性もあり、すごく心配しています。特に高校3年生は、進路選択を考える時期でもあり、「少しまとまったお金が手に入るかも」という誘いに、生徒たちがしっかり踏み止まり、トラブルを回避できるか心配です。

次に、2点目の学校現場の現状です。皆さんご存じのとおり今の学校現場は非常に多忙です。とにかく忙しいです。学校に求められることがだんだん増えてきて、今回の消費者教育もそうですが、例えば主権者教育、法教育、金融教育、キャリア教育、人権教育など、本当に様々なことが今の学校には求められています。

さらに、コロナ対応の業務も増え、先生方は事務処理、保護者の連絡、自宅で休んでいる生徒への対応、オンライン授業の準備などが通常業務に加わり、4月からいよいよ成年年齢の引下げが始まりますが、学校現場の準備は万端とは到底言えない状況だと思います。

消費者教育に関しては、主に家庭科と私たち公民科で対応している学校が多いと思いますが、実はこの消費者問題、消費者教育というのは、私たち教員にとってハードルが高い分野の1つです。先生方に話を聞いてみると、「法律に詳しくないので、間違っただけを言ってしまうのではないか」という不安の声をよく聞きます。そうすると、やはり教科書に沿った内容だけを教える、または先ほども出ましたが「社会への扉」などの副教材を活用して、こんな消費者トラブルがあるよ、気を付けよう、何かあったら「188（いやや）」に電話しようという内容で終わってしまっているのが、現場の実態だと思います。

学校が忙しく消費者教育の内容も難しいのであれば、外部と連携すればいいのではないかという話も出てくるとは思います。これもなかなか難しいです。実は私も東京都の消費者教育コーディネーターに電話したことが

ありますが、スケジュールや内容の調整などなかなか進まず、結局自分で授業実践を行いました。多忙を極める中、外部と連携するための時間を捻出するのも難しい状況が学校現場にはあります。

最後に、3点目消費者教育の授業実践の工夫です。私が今取り組んでいる授業内容の工夫をお話しします。これまで消費者教育をやっていく中で、消費者被害に遭わないよう、こんなトラブル事例があるよ、気を付けようと声を掛けますが、なかなか生徒たちに入っていき感覚がない。やはり未成年取消権で守られているということもあり、消費者トラブルの実感が無いから生徒たちはどこか他人事で、こちらからの声掛けが入っていかないという印象が強くありました。

当事者意識の低い生徒たちに、「私は騙されない」というメッセージは間違っているのではないかと思い、「私も騙される、または騙される可能性がある。でも対処法が分かっているから大丈夫」というところへもっていくことで、実践的な力が身に付く授業となるのではないかと考えました。

授業では、当事者意識をもち、自分事として捉えてもらえるように、とにかくタイムリーな数字を多く出すように心掛けています。

今出しているグラフは、消費者トラブルで払ってしまった金額があるかないかというグラフです。このグラフでは、払った金額なしの人が1割、全部払ってしまった人が7割近くいることがわかります。次のグラフは、被害に遭った、またトラブルに遭ったときに誰かに相談しましたか、しませんでしたかというグラフで、相談した人が38%、誰にもしていない人が46%。この二つのグラフを組み合わせて考えると、多くの人が誰にも相談をせずにお金を払ってしまっている可能性があることがわかります。ここで、生徒たちに「なぜ多くの人が相談もせずにお金を払ってしまうのか」という問いを投げかけます。もし、ご興味がある先生方がいらっしゃれば、是非実践して頂きたいと思いますが、生徒たちはいろいろな意見を出してくれます。例えば、「トラブルに巻き込まれてしまった自分自身が悪いと考えるから」、「自分もいい思いをしようとしたので、相談しにくい」、「相談すること自体が恥ずかしい」、「嫌なことだから、お金を払って済ませられるのなら、お金を払ってなかったことにしたい」などの意見が上がります。この問いで、生徒たちはトラブルに遭った人の心理状況を客観的に捉えることが出来るようで、授業後のアンケートでは「恥ずかしいなど考えず、すぐに相談したい」と答える生徒が多くいました。

この後、スライドは作りませんでした。電話で相談をする場合、どのようなことを聞かれるか、何を準備したらいいかなどをグループで考える学習を設け、電話相談へのハードルを下げる工夫も行っています。しかし、もう電話で相談すること自体が若者とミスマッチという興味深い話もありますので、この後の大学生の意見を聞きたいなと思います。

最後になりますが、やはり相手は騙しのプロなので、騙されて当然というくらいの感覚をもってもらい、騙されそうになった時にこれは危ないぞというアンテナが働いて対処できる、つまり、しっかり相談して自分や周りの人の被害を防げるようになってほしいという思いで、今授業をやっています。私からは以上です。

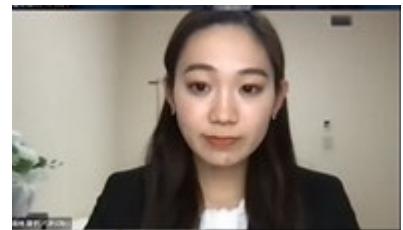
(コーディネーター・平澤) 石川さん、ありがとうございます。学校での現場の状況、問題意識がよく分かったと思います。

今まで、引下げで危険だと、若者を守ろうとか、そういう話をしているわけですが、実際若い人たちは、どういうふうに考えているのかということは、すごく関心があるところです。

引下げがどのくらい知られているかとか、若い人にどうやったら情報が届くかとか、相談しに行ってもらうにはどうするのかとか、そういう点に興味があります。

若い人にアンケートなども実施してこられたという現役大学生の藤林さんから、若者の視点での発言をしていただこうと思います。では、藤林さん、よろしくお願いします。

(藤林) よろしく申し上げます。皆さん、はじめまして、スマセレというボランティア団体に所属しています藤林理子です。現在、大学2年生です。今日は、学生のリアルな声を皆さんにお届けできればなと思います。よろしくお願いします。



まず、私がこのシンポジウムのお話をいただいたときに、成年年齢が18歳に引き下げられるということは知っていて、周りでも知っている人がすごく多いです。ただ、消費者被害に気を付けなければという意識はあまりないなと思っています。

成人すること＝何かに契約できるようになるという感覚がまずありま

せんでした。成人といえば、お酒が飲めるようになる、成人式で振袖を着られるというような、目に見える大人にしかできないことを体験して初めて大人になったなと感じました。成人おめでとうと祝われても、契約が一人でできるようになるという発想にならない人が多いのではないかなと思います。

ただ、今回もシンポジウムがあるように世間でも問題視されているように18歳・19歳が契約できること、すごく問題になっていて、消費者被害は私も知らなかった分、この無知につけ込んで消費者被害というのは増えるなと思いました。

ただ、学生代表としてここに立たせていただいているんですが、私自身これといって消費者被害遭ったことがなかったので、アンケートを取ってみました。お手元にもアンケートがあるかと思うんですが、共有させていただきます。まず調査方法として、グーグルフォームで作成したアンケートを私のSNSに載せて回答を呼び掛けたり、大学のお昼休みに聞いて回ったりしてアンケートへの協力を呼び掛けました。

105名の方に協力してもらって、大体19歳から23歳の若者にアンケートに答えていただきました。まず、時間がないので質問5に飛んでいただきたいと思うんですが、これまで消費者被害を受けた経験、聞いた経験はありますかという質問に、32.4%の人が「はい」と回答しました。少ないなと感じた人がいるかもしれませんが、私はアンケートを作成しているとき、ほとんどいないだろうなという思いで作ったので、すごく多いなと驚きました。それも私の狭いコミュニティの中で調査した結果がこれなので、意外と身近なことなんだなと気付かされました。

質問6で、内容に関していろいろ回答は得られたのですが、その中で二つ、メールで知らないサイトの料金請求が来た。支払わなければ警察のご厄介になるみたいな内容だった。ネットニュースで同じようなことが載っていたので、無視しましたといった回答と、大手宅配業者の荷物預かりサービスからのメールを模した詐欺メールが届いたことがあり、SMSだったため、電話番号を検索したところ悪質なメールだと分かったという、この二つの回答に注目しました。

というのも、その理由は、私を含め若い世代というのはネットへの恐怖心がすごく少ないんだなと、改めて感じたからです。何か知らんメール来たとか、何か知らん番号から電話が来たというときに、すぐにインターネ

ットで検索をかけて、他にそういう事例がないかというのを調べるんです。検索がヒットしたら、自分だけじゃないんだという安心感が得られます。

ただ、ここで問題なのがヒットしたら安心という考え方だなと思いました。例えば、知らない番号から掛かってきました。怪しいから出ません。次に、ネットで電話番号を検索します。そうしたら一番上に、〇〇銀行の電話番号でしたという書き込みがあったとします。そうしたら、一番上に出てきたから、ああそうなんだと信じてしまう人が多いと思うんです。で、掛け直してしまったりと、そこから消費者被害が増えるのではないかなと思いました。

つまり、このネットでヒットしたらオーケーというのをを使って、だます側の人たちが偽サイトを作ってしまうえば、やりたい放題だなと私は思います。だますための偽情報であったり、偽サイトというのを削除していく必要があるなと感じました。

また、成人年齢引下げによって、高校生であったり、大学に入っすぐの子たちが被害に遭いやすくなります。その原因として心理的なものがあるなと感じました。環境が変わる時期ですから、誰でも不安だと思うんですね。特に大学生となると、先輩、キラキラした大学生活に憧れて、先輩に口説かれてと言いますか、生活に慣れた先輩がすごく大人っぽく見えて、うまく乗せられてしまうことが起こり得ると思います。なので、高校生のうちから周知しておく、こういうこともあるんだよということを周知しておく必要があるなと感じました。

アンケートの質問3の結果を見ていただければと思うんですが、中学や高校で学ぶ消費者被害についての授業ですが、やっているはずなのに覚えていない人がすごく多いんです。なぜかというと、私が思うに受験で必要がないから聞き流してしまうのではないかなと思いました。

質問4の7、8、消費者ホットラインの番号、何の番号か知っていますかという質問に対して、87.6%の人が「いいえ」と答えました。私も正直、知らなかったです。この「188(いやや)」、もし被害に遭っていたとしても、「188(いやや)」が知られていないこともすごく問題ではあるのですが、その前に、被害に遭ったときに「188(いやや)」を知っていても、3桁の電話番号に掛けるのはすごくハードルが高いなと感じました。できるかどうかは分かりませんが、もっと掛けやすい番号にするべきなのではないかなと思います。

あとは、加藤先生のお話でもあったように、LINEで相談できるようにするというのも、ハードルを下げるためには必要ではないかなと思います。

ここからは、今日聞いてくださっている方から事前にいただいた質問の中から、一つお答えできればなと思います。弁護士会や消費者庁がウェブサイト広報しているが、それは知られているのか。今若い人に知ってもらうためには、どのような媒体を使って広報したらいいのか教えていただければと思います、という質問をいただきました。

これに関してですが、私は知らなかったです。知らない人がほとんどだと思います。若者に知ってもらうために、大人の方がSNSを使って情報発信をしているというのは知っていたのですが、ただ見てはいないです。特に、最近はYouTubeに動画をアップしていることが多いと思うのですが、これは大学生見ない、学生さんは見ないと思うんです。YouTubeでわざわざヒットする、その動画がヒットする単語を入れる人というのは、もともと知識がある人だなと思います。おすすめ欄に出てくるのではないかと思ったかもしれませんが、出てきません。今までの検索履歴から関連動画が出てくるので、人気YouTuberを見ている若者のおすすめ欄に、弁護士会や消費者庁の動画というのは出てこないと思います。もし、出てきたとしても他の人気YouTuberの方の動画よりも、面白いと思わせるサムネイルであったり、動画タイトルでなければ、押して数分を使って見たりはしないと思いました。

では、どうしたらいいのかということ、私は二つ考えました。まずは、若者に人気の旬なYouTuberの動画であったり、Netflix、あとはTVerだとか、サブスクリプションの広告として、それも開始5秒でスキップできるものがあると思うんですが、そうではなくて、スキップできないもののCMとして若者への警告をしていくこと。

二つ目が、Tiktokという加藤先生のお話にもあったのですが、Tiktokという15秒で短い動画をアップしたりだとか、見たりして楽しむ。すごい今若者に人気のアプリなんですが、YouTubeのように時間をゆっくりとって視聴するというより、隙間時間を使って、ポンポンポンとどんどんスワイプして、次々流れてくる新しい動画を見ていくというアプリで、このアプリのおすすめ欄は、結構無名人であったり、自分の関心のない動画がよく流れることが多いので、影響力があるなと思いました。

以上、私のリアルな声なんですが、現状を変えていくためには、もう少し

し強制的に警告していく必要があるのではないかなと思いました。以上です。ありがとうございました。

（コーディネーター・平澤） 藤林さん、ありがとうございます。本当にリアルな声で、皆びっくりしているのではないかなと、私は少なくともびっくりしましたけれども、とても参考になる話でした。若い人にどう届けるかは、若い人に聞かなければ分からないかなと思いました。

今、これで7人の方から話をお聞きしました。今日のパネルディスカッションは時間が短くて、詰め込んでいて、大変申し訳ありませんけれども、今発表いただいた、見えてきた現状を踏まえて、今後の課題について、それぞれのパネリストから発言をいただきたいと思います。まず、上田さんからお願いいたします。

（上田） 私の方は、やはり未成年者取消権というのがなくなるわけですので、それに代わるものとして、消費者契約全般を広くカバーする消費者契約法の真に役立つ改正が必要だと考えています。

具体的には、先ほど紹介した検討会の報告書の内容は、最低限もちろんとして、それに加えて若年者の知識とか経験不足につけ込むような不当な勧誘の場合に取消が広くできるような規定が必要だろうと考えています。

ということで、きれいにまとめて私の発言を終えたかったところなんですけれども、実は今この消費者契約法の取消権に関する改正の具体的な内容が漏れ伝わってきてまして、それによりますと、今国会で出てきそうな取消権の改正内容というのは、全く何の役にも立たないような、むしろ改正されると有害かなと言えるようなとんでもないものが出てきそうな情勢に、残念ながらなっています。

当然、つけ込み型勧誘規制というものの「つ」の字もありませんし、成年年齢引下げのことなども1ミクロンも考えていないような内容です。先ほど紹介した検討会の報告書で書かれていた内容ですら、全く盛り込まれてもいないと。検討会自体が存在しなかったかというような想像を絶するひどい改正になりそうな情勢になっています。

成年年齢引下げの際にいろいろ不安の声などがあって、そのときにつけ込み型勧誘規制をやるということで、参議院の附帯決議もあって、今そのつけ込み型勧誘規制がどうなっているかということで蓋を開けようとしたら、中身が全く空っぽになりそうだという情勢でして、昔、スカスカお

せち事件というのがあって、あれはまだ中身がちょっとだけ入っていたんですけれども、今回の改正はそれをはるかに上回る、本当に言語道断、空前絶後、衝撃の事態になっています。

成年年齢引下げによって 18 歳・19 歳の方が大人の仲間入りをするみたいなことがよく言われるんですけれども、肝心の大人がこんな約束違反、裏切り、こういうことをしながら若い人たちに対して、大人の世界へようこそと言っても、私には悪い冗談としか聞こえないと思います。

今日のシンポジウムは、マスコミ関係者の方も含めて様々な分野の方が多く参加されているということですので、是非今この国会で消費者契約法の取消権に関する改正について、こんなとんでもない話になりそうだということを、今皆さんにご共有いただいて、こんなでたらめは絶対許すべきではないと、多くの大きな声を各方面で発信していただければと思っています。私の方からは以上です。

(コーディネーター・平澤) 上田さん、ありがとうございます。怒りの発言だと思いますけれど、我々、聞いたのも昨日で、えっと思っています。その前でも不十分なのに、これは何だと、おせちが何も入っていないという話だと思います。

それでは次は塩地さん、よろしくお願いします。

(塩地) 先ほどの続きになるんですけれども、いろいろな決済手段というのが多様化していて、お金の払わせ方というのもどんどん増えている状態なわけですね。

そうした中に若い人が取引の中にボーンと入っていく、非常に危ないなと思います。先ほどちょっと松岡さんの方からもありましたけれども、借金の問題につながっていく。今までもあった借りて払うとか、クレジットを組む以外にも何とかペイとか、携帯のキャリア決済とか。そういったもので後払いになるものというのは、要は借金ですからどンドンどンドン若い人も手元にないお金で、そういう取引に巻き込まれていくということで、所持金以上の債務を負う危険性が増しているんだということも付け加えておきたいと思います。

まとめ的なものを用意していたんですが、マルチ商法に限らず、契約を抜け出すのは非常に大変です。クーリング・オフとかで解除できるというのはごく一部です。契約から抜け出さないとお金を払う必要があるわけなんですけど、先ほどのアンケートなどを見ても、キャンセルというのが簡単

にできると思っている方が結構いるんだなと思います。これは本当に大変だなと思います。

我々弁護士に頼んだからといって、お金を取り返せるわけでもありませんし、弁護士に頼むということで、それでまた弁護士費用も掛かるということもありますから、とにかくお金を払わない、そもそも契約するなど。うまい儲け話はないので引っかからないでということが、本当に非常に言いたいことになります。

マルチ商法は、人間関係を利用して、人間関係を売り物にして、自分が儲かりたいというところに繋がってしまうわけで、人間関係を壊してしまいますし、自分が加害者になってしまう。被害者になり、加害者にもなりということもあるので、本当に危ないですが、結構無防備な状態で成年年齢引き下げられて、18歳・19歳の人が入ってしまうというのは非常に怖いなと思います。

先ほどの皆さんの報告も受けて、とにかく若者には、あんまり我々が思っていることというのは届いていないなというのを本当に実感しました。いろいろ聞いていることではあるんですけども、まさにそのとおりだと思います。広報・啓発というのは、詐欺業者の方が非常にうまくて、その辺は、非常にキャッチーなことを言って、非常に誘惑的なことで近づいてきますので、それに負けないような、危ないよ、ちゃんと気を付けようねというところを我々がどうやって発信していくかというのを考えなければいかんなと思いました。私からは以上です。ありがとうございます。

(コーディネーター・平澤) 塩地さん、ありがとうございます。悪質商法への改めでの警鐘を発していただきました。ありがとうございます。

次は、松岡さん、よろしくお願いします。

(松岡) 私の方は特にレジュメは用意していないんですけども、先ほど塩地さんからもあったように、後払いの方法がいっぱいあって、今はキャッシュレスが進んでいまして、借金の額が見えなくなっているんですね。

だからリボであったりとか、昔、毎月定額で分割で返しますではなくて、リボ払いで何個か買うと、翌月いくら来るのか分からなくなると。これは結構高齢になってというか、社会人になって結構歳が経った人でもそんな感じで、今借金の額が見えなくなっている。そこをちゃんと意識していただいて、ちゃんと自分の口座にいくら残っているかとか、そういう話にな

ってくるし、口座以上のものをやはり、我々が事件をやっていてもこんなに膨れ上がっているとは思わなかったという、破産の人とかは特に皆さん、弁護士の方は経験あると思いますけれど、リボでやっていつの間にか自転車操業になってみたいな感じで、借りて返して、借りて返して、どんどん膨れていくというのが、それがどんどん若年者に増えているという話かなと思います。

悪徳業者は、昔は大学生、3回生だったらやっとなんて20歳を超えているかなんですけれど、今この時期は、先ほど石川先生が高校の中で成年に達している人、未成年の人というのはあるんですけれど、私が思っているのは、高校卒業したと聞いた瞬間に悪徳業者が、この人大丈夫だなと思うんですよ。だから、高校を卒業した時点でターゲットになると思っていた方がいい。

あと、藤林さんが先ほどおっしゃった、自分だけじゃないという、ネットで見て、それはあと大学に行くと先輩に憧れると。今学生に広がっているマルチは先輩から紹介されるのが多いんですよ。そうなってくると、憧れた先輩、自分だけじゃない、その先輩がやっている。だったらやってみようみたいなことになって、どんどん被害が広がっていくことになるので、その辺もちょっと今日聞いていただいた皆さんに理解いただければなと思います。

なので、借金は、どんどん目に見えなくなっているという時代に来ているので、皆さん注意していただきたいなと思いました。今日はありがとうございました。

(コーディネーター・平澤) 松岡さん、ありがとうございます。若者は、お金を持っていないから借りてでも買うということになりますので、今の点、すごく重要だと思いました。ありがとうございます。

続きまして、加藤さん、よろしくお願ひします。

(加藤) 藤林さんのご指摘が非常に耳に痛くて、「188 (いやや)」の周知をしようとしている大人たちが、そんな番号を知ったところで3桁なんか怖くて掛けられるかよという若者の気持ちをどれだけ分かっているかというのは、本当に大事にしないといけないなと思いました。

あと、法務省の大人の道しるべのTiktokerと連携した告知なんですけど、正直私が今50歳ですけど、見たときには、こんなもんで分かるかいなと。こんな15秒ぐらいで次々人が入れ代わって、何を言っているか分から

んという感じでいたんですが、実はこれが訴求するというか、その辺りのギャップもすごく衝撃的でしたね。

LINE の実証実験で、京都府の職員さんと試してみたところなんですが、すぐに返答してくれたので、もしかして AI ですかと質問したら、48 歳のおじさんだったという、要するにこのやり取り 50 歳のおじさんと 48 歳のおじさんがやり取りしているんですけど、この 48 歳のおじさんは、京都府の消費生活センターの SNS の中の人のもやっているものの、それらが未だにバズりませんということで悩んでいて、相談したいですと、逆に相談されたので、一緒にバズる方法を考えましょうと、私書いたんですけど、こんなもの 50 歳と 48 歳のおじさんで考えていても絶対にバズらないということが、今日よく分かりました。

やはり、それこそ藤林さんのような若い世代の方に、中の人になってもらわないと消費者政策考える上で、そこの視点がなくて、どうやったら認知されるかとか、若者に相談してもらえるかと一生懸命考えても、答えが出てこないというのが、今日の現時点での私の結論で、非常に勉強になりました。ありがとうございました。

(コーディネーター・平澤) 加藤さん、ありがとうございます。本当に、私も含めてみんないろいろ考えたなと思います。

では、次は遠藤さん、よろしくお願いします。

(遠藤) 消費者教育の視点からは、引下げ法が成立するときに「しっかりやっていく」と言っていた実践的な消費者教育を、言ったとおりにきちんとやっていかなければいけないと思います。特に 18 歳という年齢は、高校 3 年生であると同時に、松岡さんにも今指摘していただきましたけれども、高校を卒業したら全員大人になっているという点もやはり見過ごせないのかなと思います。

私は島根県に住んでいるのですが、高校を卒業した方の多くが県外に出ていってしまうのが現状です。でも、高校生の実生活における社会はとても狭くて、島根県だったら自宅か学校かショッピングモールぐらいしかないんですね。そうした生活を送っていて、社会経験も十分でない子を、この春から大人として送り出していくことになります。しかも、上田さんからご報告がありましたけれども、消費者契約法についてもやるといったことが全然できていない。本当にこれで大丈夫なのかなということは、非常に心配しています。

一人暮らしを始めて、初めての一人暮らしの生活で、悪質な事業者が来たり、それ以外にも、SNS などを通じて近づいてくる人がいて、そうした中で、じゃあ今の状態で果たして本当に若者が一人に対応できるのかというと、不安があります。ちょっとした知識を身に付けてもらえば、それで対応できるのかというのは、やはり疑問だと思います。

石川先生から授業実践のお話もありましたけれども、いわゆるアクティブラーニングであるとか、いろいろな議論の中できちんと立ち止まって考える力というか、本当に大丈夫なのかな、今の自分に本当に必要なものかなと批判的に考える力を身につける教育を、仕組みとして作っていくことがとても大事なのかなと思いました。

消費者教育というのは、まさに生きる力を養っていく教育でもありますので、被害に遭わないための教育という形で狭く捉えるのではなくて、消費者市民社会ということが最近言われていますけれども、そうした社会の担い手の育成という観点をもって、小さいころから段階的に生きる力を身に付けていくような、学んでいく仕組みをこれからの 18 歳成年制に向けて作っていくということが、我々大人の責任なのかなと思いました。以上です。

(コーディネーター・平澤) 遠藤さん、ありがとうございます。消費者市民社会とか、そういう新しい教育に向けての発言もあって、とても参考になるかなと思いました。ありがとうございます。

そうしましたら、石川さんの方から、また一言お願いいたします。よろしくをお願いします。

(石川) 今度の 4 月から学校で成年と未成年が混在という私たちも初めてのことが始まっていきますが、ちょっと見方を変えると、高校在学中に順次成人を迎えるわけで、もしかしたら大学生よりも身近に相談できる、ちょっとおせっかいな大人がいっぱい周りに居るこの状況は良いことかなとも考えています。

担任の先生以外にも、部活動の先生とか、保健室の先生とか、好きな教科の先生とか、生徒の周りには大人がいっぱい居るので、それをチャンスとして捉えたいと思っています。今日皆さんでご議論いただいたので、これからも一緒に頑張っていけたらいいなと思っています。以上です。

(コーディネーター・平澤) 石川さん、ありがとうございます。学校現場ではいろいろ工夫するということで、何か希望が持てるような話もあり

がございました。

そうしましたら、登壇者最後ではありますけれども、藤林さんからお願いいたします。

(藤林) 私が先ほどちょっとお伝えしそびれた部分があって、受験で必須にするというのも手じゃないかなと思いました。教育するだけでは、やはり受験で使わないから聞かなくていいやと聞き流してしまうと思うので、受験に必須にするであつたり、あとは、大学1年生の一般教養の授業を必ず受けてレポートを書いてというのをしないと、進級できないとしたら、ちょっと強制的にそういう形をとっていかないといけないかなと思いました。

皆さん、頑張ってくださいっているのに、若者に届いていないじゃんというお声をたくさんいただいたんですけれど、私たち若者も耳を傾ける努力をしたいと思うので、大人と若者皆で一緒に対策を考えていければなと思いました。今日はありがとうございました。

(コーディネーター・平澤) 藤林さん、ありがとうございます。本当に、いろいろな若い人のリアルな声を聞いて、とてもショッキングというか、非常にインパクトありました。

パネルディスカッションも慌ただしく過ぎましたけれども、もう1時間半、7時半を過ぎてしまいましたので簡単にまとめます。

このパネルディスカッションで18歳・19歳の未成年者取消権が失われるのに、十分な手当がなされていないと。その中で施行日の今年の4月1日を迎えるということが明らかになりました。

一方で、若い人には、引下げによって何が起きるか。どういうことになるのかというのが、十分届いていないということも見えたと思います。

そういう状況の中で、民法制定からだ125年ですけど、太政官布告からだ145年続いてきた20歳成年の制度が変わることになります。こういうような危険な状況にあるんだということを、やはり広く知らせることが必要なのではないかなと思います。

そうすると、施行後いろいろなことが起きる可能性があるんで、それを常に把握して、必要に応じてすぐに施策とか、法律とか、そういうことをやってもらうということを、働き掛けることが重要なのではないかなと思います。

若い人が、社会で活躍すること自体は、やはり素晴らしいことで、それは社会も活性化するし、明るい将来のために何をやるべきかということで、

とても歓迎すべきことだと思うんですね。だけれども、それは若い人が安心・安全な生活ができるということが前提であり、その点は社会が支えなければいけないと思います。

そういうことのためにどういう制度が必要なのか、何をすればいいのか、与えられたものではなくて、こうだったら変えなきゃということだと思うので、それは社会の責任として、若い人と一緒に社会全体で考えていくということが、ますます大事になるかなと思います。4月1日はゴールではなくて、そこからスタートだから、皆で考えていい社会にしていきたいなと思いました。

今日は、本当に充実した議論をパネリストの皆さん、ありがとうございます。これで、このパネルディスカッションは終わらせていただきます。ありがとうございました。



(司会) パネルディスカッションにご登壇いただいた皆様、ありがとうございました。最後に、当連合会消費者問題対策委員会委員長釜井英法から、閉会のご挨拶をいたします。よろしくお願いいたします。

第7 閉会挨拶 (略)

◆おわりに◆

本シンポジウムは、成年年齢引下げ直前の令和4年2月に行われました。

本シンポジウムは登壇者として弁護士5名、高校教諭1名、大学生1名と、コーディネーターを務めた弁護士を含めると9名と多くの方に登壇いただきました。

成年年齢の引下げにより、18歳や19歳の若年者について未成年者取消権を行使できなくなります。

他方、多くの法分野からは未成年者取消権を行使できなくなることによって生じうる若年者を中心とした消費者被害を防止するための対策が全く不十分であることが明らかになりました。

石川教諭は高校3年生のクラスの中に成年者と未成年者が混在し、未成年者取消権を行使できる生徒とできない生徒が混在することへの懸念や、新型コロナウイルス対応を含めた学校現場の多忙ぶりと外部連携との難しさという学校現場の実情をご説明いただき、教育現場の難しさを実感しました。

また、大学生の藤林さんからは、多くの若者が成年年齢の引下げは知っているが、若者が消費者被害に遭う危険があることなど、成年年齢の引下げによる影響についてはほとんど知られていないことといった実際の若者の声を聞かせていただき、成年年齢の引下げにより、18歳や19歳の若者が消費者被害に対して無防備になるのではないかという懸念を強く抱きました。

このように、成年年齢の引下げにより今後若年者を中心とした消費者被害の拡大に強い危機感を抱いた出席者の方も多かったのではないかと思います。

しかしながら、本シンポジウムでは、弁護士はもちろん、学校関係者、報道関係者など様々な分野から454名もの方にご参加いただき、多くの方が成年年齢引下げの問題に高い関心を持っていることを感じました。

また、登壇した弁護士はもちろん、実際に教育の現場にいる石川教諭や、当事者に近い立場にいる藤林さんなど、多くの方がこの問題に対し強い関心と熱意を持って取り組まれていることが参加者の皆さんに伝わ

ったことと思います。

成年年齢引下げに伴い、様々な問題がこれから起きることと思います。しかしながら、本シンポジウムで多くの方に伝わった熱意が、それらの問題点を解決するためのエネルギーになるとともに、更に多くの方へその熱意が伝わっていくものと確信しています。

以上